

名古屋市告示第64号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 8年 2月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
岩澤眼科	名古屋市中村区牛田通 4丁目 1番地	令和 7年 12月28日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
岩澤眼科	名古屋市中村区牛田通 4丁目 1番地	令和 7年 12月28日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
岩澤眼科	名古屋市中村区牛田通 4丁目 1番地	令和 7年 12月28日

4 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
八王子デイサービス	名古屋市中川区野田二丁目 434番地	令和 8年 1月 4日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課